

## 静岡県告示第696号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同法第15条第4項の規定に基づき次のとおり告示し、同法第15条第2項の申請書及び同法第15条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、令和6年12月23日までに、静岡県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和6年11月8日

静岡県知事 鈴木康友

### 1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

新東海製紙株式会社

静岡県島田市向島町4379番地

代表取締役 大竹 一広

### 2 産業廃棄物処理施設の設置場所

静岡県島田市向島町5248番地2

### 3 産業廃棄物処理施設の種類

焼却施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第3号、第8号、第13号の2）

### 4 処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず

### 5 申請年月日

令和6年10月18日

### 6 縦覧場所

静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）

静岡県中部健康福祉センター環境課（〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1）

### 7 縦覧期間及び時間

令和6年11月9日から令和6年12月9日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

### 8 意見書に記載すべき事項

(1) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び電話番号

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可申請者の名称及び廃棄物処理施設の種類の種類

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

### 9 意見書の提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。

(2) 提出先

縦覧場所と同じ